

同族会社等の行為又は計算の否認の規定 (法132) の適否についての判決の概要

～東京地判平成26年5月9日：法人税更正処分取消請求事件～

秋元 秀仁

はじめに

本稿は、内国法人（原告）がその有する株式をその発行会社に対し譲渡する取引（発行会社においては自己株式の取得取引）に伴って生じた多額の譲渡損失額（約4,000億円）を当該内国法人（原告）の所得金額の計算上、損金の額に算入したことに対し、課税庁（国：被告）が法人税法第132条（同族会社等の行為又は計算の否認）の規定に基づき、これを否認し、行った法人税の更正処分等の適法性が争われた租税事件の概要である。

東京地方裁判所（一審）における審理の結果、課税庁（被告）の行った更正処分等は違法であり、取り消されるべきである旨の判断がなされたが、課税庁はこれを不服として控訴している。

本稿は、現在、係争中の事件であることに鑑み、その記述は①事件の概要、②争点事項、③判示事項及び④当事者の主張の要旨を中心に述べさせていただき、末尾記載の⑤コメントについては、極力最低限のものとさせていただくとともに、文中、意見にわたる事柄については、個人的な見解に基づくものであることとあらかじめお断りさせていただく。

1

事件の概要

- (1) 原告（A社：有限会社）は、米国法人I社（以下「米国I社」という。）の子会社である米国法人W社（以下「米国W社」という。）が保有していた内国法人I社（以下「日本I社」という。）の発行済株式（以下「本件株式」という。）のすべて（153万株）を平成14年4月に約2兆円で購入（以下「本件株式購入」という。）した後、原告（A社）の平成14年12月期、平成15年12月期及び平成17年12月期（以下「本件各譲渡事業年度」という。）において、その取得した本件株式